

壱岐警察署協議会第2回会議議事概要

日 時	令和4年4月28日（金）14時00分～16時00分
場 所	壱岐警察署講堂
出 席 者	<p>1 協議会 岡田会長 山口委員 日高委員 豊永委員 岩本委員</p> <p>2 警察署 藤永署長 草葉副署長 高田地域交通課長 生活安全係長</p> <p>3 書記 警務係長</p>
会 議 の 状 況	<p>1 前回会議での協議会の意見に対する推進状況について 署長から、前回協議会における提出意見である「飲酒運転取締り及び無灯火等交通違反者に対する交通安全対策の推進」に対する推進状況について、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 飲酒運転取締り及び啓発活動の実施 パトカーの赤色灯を点灯させてパトロールするレッド走行、壱岐小売酒販組合と合同による街頭キャンペーン、企業による飲酒運転撲滅宣言駅伝を実施した。</p> <p>(2) 無灯火等交通違反者対策の実施 ア 壱岐市交通安全協会と合同による早め点灯運動キャンペーンを行い、車両運転者に対する薄暮（夕暮れ）時間帯からの早めの点灯の呼びかけを実施した。 イ 自転車の運転者に対し積極的な声掛けを行い、前照灯設置の有無の確認及び夜間運転中の前照灯点灯の励行の呼びかけを実施した。</p> <p>2 令和3年10月から12月までの業務重点推進結果について 署長から、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) ニセ電話詐欺被害防止活動の推進 ア 金融機関等に対する被害発生防止のための広報の推進 金融機関店舗及び店舗外ATMにおけるニセ電話詐欺被害防止ポスターの掲示 イ 地域住民に対する被害防止のための広報の推進 （ア）巡回連絡、各種会合における被害防止広報の実施 （イ）県警察公式メール「安心メールキャッチ君」による広報の実施 （ウ）地元イベント会場におけるチラシ及び防犯グッズの配布 ウ 関係機関との連携 （ア）壱岐市ケーブルテレビとの連携による広報の実施 （イ）壱岐市との連携によるメール配信 （ウ）ドラッグストア等電子マネー販売事業所に対するニセ電話</p>

詐欺被害防止に向けた協力依頼の実施

(2) 交通安全対策の推進

ア 子供や高齢者の交通安全対策の推進

- (ア) 壱岐の島ホールにおけるドライブシミュレーター等を利用した参加体験型講習会の実施
- (イ) 市内14校の小学校児童に対する「防犯・交通安全標語」の募集及び優秀者に対する表彰
- (ウ) 壱岐地区学校警察連絡協議会及び高校生に対する交通安全講話の実施

イ 年末における交通事故防止対策

- (ア) 年末の交通安全県民運動期間中における飲酒運転撲滅宣言駅伝及び早め点灯街頭キャンペーンの実施
- (イ) 県警シンボルマスコットを使用した交通安全フラッグの作成及びシニアカー、漁船への配布

(3) 犯罪被害者支援活動の推進

ア 犯罪被害者等への理解を深めるための施策の実施

- (ア) 地元イベント「沼津トラック市」における「犯罪被害者遺族等の手記パネル展」の実施
- (イ) 犯罪被害者週間に向けたケーブルテレビによる事前広報の実施
- (ウ) 犯罪被害者週間中における防災無線広報、壱岐市メールサービスによる広報、壱岐市役所出入口におけるのぼり旗の掲示

イ 関係機関、団体との連携強化

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止された「壱岐地区犯罪被害者支援ネットワーク総会」にかかる資料の配布及び関係機関との情報の共有

3 令和4年1月から3月までの業務重点推進結果について

署長から、次のとおり説明があった。

(1) ニセ電話詐欺被害防止活動の推進

ア ニセ電話詐欺を始めとする不審電話等を認知した際の迅速な情報提供

- (ア) 壱岐市内の学校、金融機関、公共輸送機関、介護施設等の登録事業所に対する生活安全ニュースのFAX送信
- (イ) 壱岐市防災無線、壱岐市メールサービス、県警察公式メール「安心メールキャッチ君」を活用した市民への注意喚起の実施

イ 発生状況に応じた官民一体となった被害防止対策の推進

- (ア) 壱岐市ホームページによる情報発信
- (イ) 市内のコンビニエンスストア、金融機関、ドラッグストア等電子マネー販売事業所に対する事案発生広報及び続発被害防止にかかる注意喚起の実施
- (ウ) ニセ電話詐欺被害未然防止功労者に対する署長感謝状の贈呈

ウ 被害者特性を踏まえた広報・啓発活動の展開

- (ア) 年齢層に合わせた巡回連絡によるニセ電話詐欺未然防止広報の実施

- (イ) ケーブルテレビ出演によるニセ電話詐欺被害防止広報の実施
- (2) 交通安全対策の推進
 - ア 安全横断「手のひら運動」の推進
 - (ア) 運転者及び歩行者に対する「手のひら運動」広報の実施
 - (イ) 「手のひら運動」広報用ポスターの掲示
 - (ウ) 壱岐市交通安全協会、防犯協会と作成した「子供たちの安全マニュアル」の交付
 - イ 交通指導取締りの推進
 - 交通事故の多い重点路線における一時停止違反・歩行者保護義務違反・携帯電話使用等違反・座席ベルト装着義務違反取締りの実施
 - ウ 通学路及び生活道路の対策、見直しの推進
 - (ア) 交通安全施設に対する安全性・改善の必要性の検討、実態調査の実施
 - (イ) 必要性のない一時停止規制の見直し
 - (ウ) 効果が見込めない一灯式点滅信号機の撤廃
- (3) 110番通報の適切な利用促進
 - ア 110番の日広報キャンペーンの実施
 - (ア) 瀬戸小学校における航空隊ヘリを利用した「110番の日」人文字の写真撮影
 - (イ) 撮影写真を基にした広報用チラシの作成
 - (ウ) イオン壱岐店における広報用チラシの配布
 - イ ミニ広報紙による広報
 - (ア) 「110番の日」に関する記事を掲載したミニ広報紙の配布
 - (イ) 110番通報の適正な利用促進を目的としたケーブルテレビによる広報の実施
 - ウ 各種会合を利用した広報活動
 - 社会科見学、駐在所協議会等各種会合を利用した110番通報に関する広報の実施

4 令和4年4月から6月までの業務重点推進計画について

署長から、次のとおり説明があった。

- (1) ニセ電話詐欺被害防止対策の推進
 - ア ニセ電話詐欺の発生や不審電話を認知した際の迅速な情報提供
 - イ 自治体と連携したニセ電話詐欺撃退機の設置促進活動の推進
 - ウ 学校や教育委員会と連携した防犯活動の強化
- (2) 交通安全対策の推進
 - ア 新入学期における子供の交通事故防止対策の推進
 - イ 高齢者の交通事故防止対策の実施
 - ウ 交通安全施設の点検の推進
- (3) 災害対策の推進
 - ア 災害危険予想箇所の現場確認
 - イ 会議参加、訓練の実施
 - ウ 広報活動の実施

	<p>5 諮問テーマに対する答申について 署長から、協議会に対して諮問があり、協議会から次のとおり答申があった。</p> <p>(1) 諮問テーマ 高齢者に対するニセ電話詐欺被害防止の浸透方策について</p> <p>(2) 協議会からの答申 岡田会長から協議会委員に対し、次のとおり署長への答申内容について確認があり、全会一致で了承された。</p> <p>○ ケーブルテレビ及び防災無線等の地元メディアを活用した広報の実施</p> <p>6 警察職員の行為に係る懲戒処分について 署長から 職務懈怠・多額借財事案 について説明があった。</p>
提出意見	<p>1 ウィズコロナを考慮した街頭活動の強化について 行動制限をせずに感染防止対策をとっていく「ウィズコロナ」を考慮して街頭活動を強化してもらいたい。</p> <p>2 官民一体となった災害対策の推進について 地元に精通した企業や住民、自治体と連携するなど、官民一体となった災害対策を推進してもらいたい。</p>